（利子補給金の支給に関する事項）

第十一条　利子補給金の支給については、指定金融機関が次に定めるところにより行う危機対応業務のために実施するものとする。

一　デフレに伴う実質金利高の軽減に係る利子補給金の支給については、次の通り実施するものとする。

イ　利子補給金の支給の対象は、平成二十三年三月三十一日までに行われる貸付けであって、前条第一号及び第二号に掲げる者を対象とする設備資金等に係る特定資金の貸付けとする。

ロ　利子補給金の利子補給率は、年〇・五パーセントとする。

ハ　利子補給金の支給期間は、当該利子補給金の支給対象となる特定資金の貸付けの日から二年間とする。

二　激甚災害に係る利子補給金の支給については、次の通り実施するものとする。

イ　利子補給金の支給の対象となる者は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による直接の被害を受けた中小企業者等であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたもの又は当該中小企業者等の事業活動に相当程度依存している中小企業者等（売上額等が相当程度減少している者に限る。）であって、当該事実に係る証明を市町村長その他相当な機関から受けたものとする。

ロ　利子補給金の支給の対象となる貸付金の限度額は、公庫及び指定金融機関で合計して、一貸付先当たり貸付金のうち一千万円（組合については三千万円）とする。

ハ　利子補給金の利子補給率は、年〇・九パーセントとする。

ニ　利子補給金の支給の対象となる特定資金の貸付け等は、平成二十三年三月十一日から平成二十三年九月十一日までに実施されるものとし、支給期間は、当該貸付け等の日から三年間とする。

（ツーステップ・ローンに関する事項）

第十二条　ツーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等の限度額は、次に掲げるものには適用しないものとする。

一　社会資本整備に係るものその他主務大臣が定めたもの

二　第一条第二号ロに掲げる事案

2　株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令第二条第三項に規定する主務大臣が別に定める場合とは、第一条第二号ロに掲げる事案に係る危機対応業務の対象となる中堅企業等に対して特定資金の貸付け等を行う場合とする。

（損害担保取引に関する事項）

第十三条　損害担保取引については、指定金融機関が次に定めるところにより行う危機対応業務のために実施するものとする。

一　第十条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金を合計して、既存貸付残高にかかわらず一億五千万円（組合については、四億五千万円）とし、同時期に公庫が実施する災害復旧貸付けと同条件の貸付け等に限るものとする。

二　第十条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金を合計して七億二千万円（平成二十三年四月一日以降は、四億八千万円とする。）とし、同時期に公庫が実施する経営環境変化対応資金と同条件の貸付け等に限るものとする。

第四章　雑則

（実施状況に関する報告）

第十四条　指定金融機関は、毎月の危機対応業務の実施状況について、次に掲げる事項を、遅滞なく、公庫を通じて主務大臣に報告するものとする。

一　第三条第一号及び第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

ハ　利子補給の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

二　第三条第三号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　イのうち、社債の取得及び社債の償還に必要な資金の貸付けの総額、件数その他の事項

ハ　コミットメント・ライン契約の総額、件数その他の事項

ニ　保証の総額、件数その他の事項

ホ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ヘ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

四　第三条第五号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

五　第三条第七号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　短期社債の取得の総額、件数、取得金利の下限その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった短期社債の取得の総額、件数その他の事項

六　第三条第八号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

七　第十条第一号及び第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ハ　利子補給の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

（共通事項）

第十五条　危機対応業務の実施は、主務大臣から指示を受けた指定金融機関に限り行うものとする。

（改定）

第十六条　主務大臣は、第一条第一号に掲げる事案に係る危機対応業務については、国際的な金融秩序の混乱の収束の状況、企業の業況又は資金繰りの改善の状況等を踏まえ、この定めに係る危機対応業務の実施期間、対象、条件等について、改定するものとする。

2　主務大臣は、第一条第二号及び第三号に掲げる各事案については、災害等による被害の状況、企業の業況の改善の状況等を踏まえ、半期ごとを目途に見直しを行うものとする。

○国土交通省告示第三百六十号

測量法施行規則（昭和二十四年建設省令第十六号）別表第十三貸借対照表記載要領2及び損益計算書記載要領2の規定に基づき、測量法施行規則別表第十三の国土交通大臣が定める勘定科目の分類を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年四月四日　　国土交通大臣　大畠　章宏

測量法施行規則別表第十三の国土交通大臣が定める勘定科目の分類を定める件（平成十九年国土交通省告示第二百十五号）の一部を次のように改正する。

貸借対照表中

「　未成測量支出金	引渡しを完了していない測量に要した測量費並びに材料購入、外注等のための前渡金、手付金等。ただし、長期の未成測量に係る測量費で測量進行基準によって完成測量原価に含めたものを除く。

」　を